規定する取引時確認等の措置をいう。）等を的確に実施するため、犯罪収益移転防止規程に従って、同法第四条第六項に規定する取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるほか、従業者に対する教育訓練の実施、業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任を含む体制の整備、評価の実施等の措置を講じなければならないこととした。（第一〇三条関係）

ロ　チップの譲渡等の防止のための措置

カジノ事業者は、顧客がチップを他人（自己と生計を一にする配偶者その他の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）及び当該カジノ事業者を除く。以下同じ。）に譲渡すること及びチップを他人から譲り受けることを防止するために必要な措置を講じなければならないこととした。また、カジノ事業者は、顧客がチップをカジノ行為区画の外に持ち出すことを防止するために必要な措置を講じなければならないこととした。（第一〇四条関係）

(8)　カジノ事業に関するその他の措置

イ　広告及び勧誘の規制

(イ)　何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して広告又は勧誘をするときは、虚偽の又は誇大な表示又は説明等をしてはならないこととした。（第一〇六条第一項関係）

(ロ)　何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して、特定複合観光施設区域以外の地域（主として公共交通機関を利用する外国人旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設として政令で定めるものを除く。）において、広告物（常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものであって、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。）を表示する等の方法で広告をしてはならないこととした。（第一〇六条第二項関係）

(ハ)　何人も、二〇歳未満の者に対してカジノ事業又はカジノ施設に関して勧誘をしてはならないこととした。（第一〇六条第三項関係）

(ニ)　何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して勧誘をするに際し、その相手方がカジノ施設を利用しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したときは、当該勧誘を継続する行為をしてはならないこととした。（第一〇六条第四項関係）

(ホ)　何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して広告又は勧誘をするときは、二〇歳未満の者がカジノ施設に入場してはならない旨等を表示し、又は説明しなければならないこととした。（第一〇六条第五項関係）

(ヘ)　何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して広告又は勧誘をするときは、二〇歳未満の者に対するその影響及びカジノ施設の利用とカジノ行為に対する依存との関係に配慮するとともに、その広告又は勧誘が過度にわたることのないよう努めなければならないこととした。（第一〇六条第六項関係）

(ト)　カジノ事業者は、広告及び勧誘に係る規定を遵守するため、従業者に対する教育訓練の実施、行為準則の作成、業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任等の措置を講じなければならないこととした。（第一〇六条第七項関係）

(チ)　カジノ管理委員会は、(ヘ)の規定の趣旨に照らして必要があると認めるときは、カジノ事業又はカジノ施設に関する広告又は勧誘をする者に対し、当該広告又は勧誘をするに当たって従うべき指針を示すことができることとした。（第一〇六条第九項関係）

ロ　広告又は勧誘の中止命令等

カジノ管理委員会は、カジノ事業又はカジノ施設に関する広告又は勧誘が、イの(イ)から(ホ)までの規定に違反していると認めるときは、当該広告又は勧誘をした者に対し、期限を付して、当該広告若しくは勧誘を中止し、又はその内容を是正すべきことを命ずることができることとした。（第一〇七条関係）

ハ　カジノ行為関連景品類の規制

(イ)　カジノ事業者その他の事業者は、カジノ行為関連景品類を提供するに当たっては、その内容、経済的価値又は提供方法が善良の風俗を害するおそれのあるものとしてカジノ管理委員会規則で定める基準に該当することのないようにしなければならないこととした。（第一〇八条第一項関係）

(ロ)　カジノ事業者は、カジノ行為関連景品類を提供し、又はチップと交換したときは、カジノ行為関連景品類を提供し、又はチップと交換した日時等の事項について記録を作成し、これを保存しなければならないこととした。（第一〇八条第二項関係）

(ハ)　カジノ事業者は、当該カジノ事業者以外の事業者が提供するカジノ行為関連景品類について、その内容、経済的価値及び提供方法の適切な把握その他の適正な提供の確保のために必要な措置を講じなければならないこととした。（第一〇八条第三項関係）

(ニ)　カジノ事業者は、カジノ行為関連景品類に係る規定を遵守するため、従業者に対する教育訓練の実施、行為準則の作成、業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任等の措置を講じなければならないこととした。（第一〇八条第四項関係）

(ホ)　カジノ事業者がカジノ行為関連景品類（1の(二)の(13)のイに掲げるものに限る。）を提供するときは、当該カジノ行為関連景品類については、不当景品類及び不当表示防止法第四条の規定は、適用しないこととした。（第一〇八条第六項関係）

ニ　取引の届出等

カジノ事業者は、顧客との間で、カジノ業務に係る取引のうち、チップの交付等をする取引その他の政令で定める取引をする場合には、政令で定める額を超える現金の受払いをするものを行ったときは、遅滞なく、当該取引の内容、金額その他カジノ管理委員会規則で定める事項をカジノ管理委員会に届け出なければならないこととした。（第一〇九条関係）

ホ　カジノ施設及びその周辺における秩序の維持のための措置

(イ)　カジノ事業者は、犯罪の発生の予防並びに善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持その他のカジノ施設及びその周辺における秩序の維持を図るため、カジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者によるカジノ施設の利用の禁止又は制限、カジノ施設及びその周辺における監視及び警備の実施その他の必要な措置を講じなければならないこととした。（第一一〇条第一項関係）

(ロ)　カジノ事業者は、カジノ施設及びその周辺における秩序の維持のための措置を的確に実施するため、従業者に対する教育訓練の実施、行為準則の作成、業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任等の措置を講じなければならないこととした。（第一一〇条第二項関係）

ヘ　苦情の処理のための措置

(イ)　カジノ事業者は、カジノ業務又はカジノ行為区画内関連業務に係る苦情の処理に関する記録を作成しこれを保存することその他の苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講じなければならないこととした。（第一一一条第一項関係）

(ロ)　カジノ事業者は、苦情の処理のための措置を的確に実施するため、従業者に対する教育訓練の実施、行為準則の作成、業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任等の措置を講じなければならないこととした。（第一一一条第二項関係）